

本山中学校跡地活用 よくあるご質問と回答

1 跡地活用の進め方について

Q① 事業者の募集は、いつ行ったのですか。広報は実施したのでしょうか。

A① 本山中学校における跡地活用事業は、令和元年6月14日に「本山中学校跡地活用公募型プロポーザル募集要項」を市ホームページに掲載し、募集を開始しています。

広報については、公有地を活用した民間事業を募集するものであることから、企業が購読する業界紙等の取材に積極的に応じ、応募企業への周知に努めてまいりました。

Q② なぜ、学校をそのまま学校として使用するような誘致を行ったのですか。それなら、本山中学校として存続できたのではないですか。

A② 公募型プロポーザル方式による本山中学校跡地活用は、特定の内容の事業を誘致することを当初からの目的としたものではなく、地域の賑わい等の地域発展への寄与や、跡地が長期間未利用となることを回避するための早期事業着手、瀬戸市の政策全般との整合などを条件として、事業を募集しています。

したがって、募集の結果として、国際学校設置を内容とする事業を採用しましたが、それを予定して募集を行ったものではありません。

Q③ 募集に対して応募のあった事業者は1社だったそうですね。初めから、その1社で決めるつもりだったのでしょうか。

A③ 公募型プロポーザル方式による本山中学校跡地活用事業への応募は、結果として1社でしたが、応募期間中には複数の事業者からの問合せもあり、当初から株式会社教育システムを採用することを予定していたものではありません。

Q④ 市は、応募をした事業者の提案をどのように評価したのですか。なぜ、その企業を採用したのですか。

A④ 市では、「本山中学校跡地活用公募型プロポーザル募集要項」とともに事前に評価基準を市ホームページで公表し、これに基づいて、「本山中学校跡地活用事業者選定委員会」での評価を経て、株式会社教育システムを優先交渉権者として採用しました。

「本山中学校跡地活用事業者選定委員会」では、国際教育、ICT教育などの先進的な教育を、市教育委員会とも連携して行うという提案のほか、災害時における避難所としての体育館等の開放や、地域へのスポーツ開放、放課後教室など、地域への社会貢献が提案として示されており、その点が高く評価されました。

Q⑤ 市が所有している校舎を活用する事業なのだから、福祉施設など、公共的な施設を整備すべきではないでしょうか。

A⑤ 「本山中学校跡地活用公募型プロポーザル募集要項」では、校舎や体育館などの建物を事業者は無償で提供して、活用する事業の募集を行いました。これは、長期修繕や国への補助金返還などの財政的な負担を市が負うことなく、建物の活用が進められると考えたためです。

このような観点から、本山中学校においては、用途や事業内容を限定することなく、広く事業の募集を行いました。

Q⑥ 優先交渉権者の採用後も、国や市の様々な手続きが必要だと聞いています。それなのに、すでに事業者が学校の敷地や建物などに立ち入って調査をしているのは、なぜですか。

A⑥ 「本山中学校跡地活用公募型プロポーザル募集要項」では、優先交渉権者と市は、お互いのその後の事務を円滑に進めるために、基本協定を締結することとしています。

事業の実施に向けて必要な手続き等の準備や設備投資の判断などを事業者が行うにあたっては、現地調査は必要不可欠なものですので、この基本協定に基づいて、事前に学校の承諾を得たうえで、教育活動に支障のない範囲で実施しています。

2 敷地について

Q① 本山中学校の土地を借りるのに、市は、毎年度2700万円の賃借料を土地所有者に支払っています。今回の事業のために、引き続き、土地を借り続けるのは、税金の無駄遣いではないですか。

A① 優先交渉権者として採用した株式会社教育システムからは、市が土地所有者に対して支払う金額と同額を、市に対して支払うという提案が示されており、市の実質的な財政負担はありません。また、市内で新たな事業活動が行われるという経済効果を考慮すると、財政的な観点からも、十分メリットのある利活用だと考えています。

Q② 本山中学校の土地は市の所有地ではなく、当初は校舎を取り壊して返還する予定でした。なぜ、予定を変更して、跡地活用を進めることにしたのですか。

A② 当初の予定どおりに、土地所有者に対して土地を返還することとした場合、建物の取壊しに約2億円の一般財源が必要だと試算されており、建物をそのまま活用することにより、その費用を節約することができます。

また、本山中学校の敷地に含まれる道泉小学校跡地への通路の確保や、市が事業の募集・採用を行うことで、敷地が長期間未利用となることを回避するとともに、市の政策とも整合のとれた事業を、選択することができます。

Q③ なぜ、土地所有者と事業者の間に入って、市が契約(転貸借)する必要があるのですか。土地所有者と事業者とで直接契約するべきだと思います。

A③ 本山中学校の校舎などの建物は市の所有物であり、解体費用の節約などのために活用するには、敷地の使用権を確保する必要があります。反対に、市が敷地の使用権を土地所有者に返還した場合、建物を取り壊す必要が生じます。

校舎などの建物を事業者を提供して利活用を進めるためには、市が敷地の使用権を確保することが不可欠であり、こうしたことから、市による転貸借という契約方式を採用することとしました。

Q④ なぜ、建物を無償譲渡するのですか。建物もお金を取って、貸し出せば良いのではないですか。

A④ 一般的に、建物を有償で貸し出す(賃貸借する)場合、建物を修繕したり、壊れた場合に損害賠償したりする責任は、建物所有者にあるとされています。

市が本山中学校の校舎などの建物を賃貸借するためには、長期間の修繕や大規模な改修を行う必要があり、長期にわたる財政的な負担となります。

また、校舎などの建物は、これまで国の補助金を活用して整備を行っていますが、国の取り決めで、有償で貸し出す場合にはその補助金の返還が必要となる一方、無償で提供する場合には補助金の返還が不要となるとされています。

こうしたことから、市では、建物を無償譲渡することとして、事業の募集を行いました。

Q⑤ にじの丘学園を整備する検討の際に、本山中学校は借地なので引き続き学校として使用することはできない、と言われました。そのことと、今回の計画は矛盾するのではないのでしょうか。

A⑤ 公募型プロポーザル方式による本山中学校跡地活用は、地域の賑わい等の地域発展への寄与や、跡地が長期間未利用となることを回避するための早期事業着手、瀬戸市の政策全般との整合などが前提となっており、事業者が跡地を活用することで、市がこれまで中学校のために支払ってきた賃料が少なくなるという、財政的負担の軽減もその一環です。

結果として、本山中学校跡地は国際学校として活用される予定となりましたが、このことは、市の財政的負担を軽減するものであって、引き続き土地を借用しながら本山中学校を使用することはできないとしたことと矛盾するものではありません。

Q⑥ 本山中学校の土地を所有者に返還しないで利活用することのメリットは何ですか。デメリットはありませんか。

A⑥ 本山中学校の土地を所有者に返還しないで利活用することのメリットとしては、(1)敷地の未利用を回避することができる、(2)市の政策とも整合を図ることができる、(3)校舎をそのまま活用するモデル的な事業となる、(4)校舎等の解体費用を削減できる、(5)事業者による地域貢献などが期待できる、といったものが挙げられます。

デメリットは特にありませんが、市としては、今後、提案内容の着実な実施や、賃料の支払いや土地・建物の管理をしっかりと事業者に求めていくことが重要であると考えています。

3 手続きについて

Q⑦ 構造改革特別区域（特区）とは、どのような制度ですか。なぜ、国に対して特区を申請してまで、取り組む必要があるのでしょうか。

A⑦ 構造改革特別区域とは、国の規制について地域を限定して改革し、地域を活性化させることを目的とした平成14年度に創設された制度で、民間事業者は、行政に対して制度の活用を自発的に提案することができ、行政は民間事業者の提案を真摯に検討しなければならないとされています。

一般的に、私立学校は学校法人が設立するものですが、優先交渉権者である株式会社教育システムの提案は、株式会社による学校設置を含むものであったことから、市の政策全般との整合を検討したうえで、国に対する申請を行うこととしました。

Q⑧ 国は、市からの特区認定の申請を認めず、市は申請を取り下げたとも聞きます。何があったのですか。

A⑧ 国は、構造改革特別区域の認定に関する手続きを年3回設けていますが、前回の申請では、市は、国との見解の相違から、所定の期間内に必要とされた書類を整えることができませんでした。

市では、申請の重複を避ける観点から、前回の申請をいったん取り下げ、改めて、今回の申請を行っています。

Q⑨ 国からの認定があれば、すぐに学校を開校できるのですか。

A⑨ 一般的に、私立学校を学校法人が設立する場合、都道府県知事が設立の認可を行いますが、国から構造改革特別区域として市が認定された場合には、株式会社が設立する私立学校の認可の権限を、市長が担うこととなります。

したがって、国からの認定があっても直ちに学校が開校できるのではなく、改めて、市長が、学校の設備内容や教育課程、職員などの人員配置や経営状況などを審査し、認可を行う必要があります。

4 事業者について

Q① 事業を行う会社は、どんな会社ですか。

A① 優先交渉権者である株式会社教育システムは、プリスクールやプログラミングスクールの運営、教育機関向けソフトウェアの開発、教育分野におけるICTコンサルティングなどを業務としている企業です。

Q② 事業を行う会社が倒産した場合、市にはどのような損害が発生しますか。

A② 市は、学校の設置を認可する立場から、事業を指導・監督することとなります。また、毎年度、会社の経営状況などを把握するとともに、万が一、事業を終了することとなった場合においても、事業者の負担で建物を解体・撤去し、土地を返還することを、市と株式会社教育システムとの間で契約する予定です。

万が一、事業者が倒産した場合でも、市には財政的な負担が生じないような契約を締結します。

Q③ 事業者はホームページを公開し、令和3年4月開校を準備していることを掲載しています。市は、これを認めているのでしょうか。

A③ 優先交渉権者である株式会社教育システムが提案した事業を着実に実現するためには、通常の私立学校と同様に、早い段階から児童や教員の募集を進めていく必要があります。

事業を営む企業がホームページなどを使って、事業の実現に向けた広報活動を行うことは、憲法上保障された営業や表現の自由に基づくものであり、市は干渉すべきではないと考えています。

Q④ 事業者は学校経営の経験があるのでしょうか。1社で経営は大丈夫なのでしょうか。

A④ 優先交渉権者である株式会社教育システムは、学校そのものを運営した実績はありませんが、名古屋市内でプリスクールやプログラミングスクールを運営しています。

また、関東でLCA国際小学校を運営している株式会社エデュレエルシーエーと提携するほか、学校経営や教員の経験のある人材を複数採用することが計画として示されています。経営基盤としては、株式会社教育システムのほか、関連会社等からの資金調達を行うことが計画に示されています。

5 事業内容について

Q① 国際学校とはどんな学校なののでしょうか。道泉地域の子ども達も通うことができるのでしょうか。

A① 優先交渉権者である株式会社教育システムが計画している国際学校は、一般的なインターナショナルスクールとは異なり、学校教育法に基づく学校として、正式な卒業資格を得られる学校(一条学校)です。

国の定める教育課程に準拠した授業を行い、その授業の一部を英語で行うイメージ教育を行うことを特徴とする学校が計画されていて、一般的な私立学校と同様、どの地域にお住まいであっても入学することができます。

Q② なぜ、瀬戸市に国際学校を設置することになったのでしょうか。

A② 国際学校の設置は、あくまでも市が行った募集の結果として、優先交渉権者である株式会社教育システムから提案されたものです。

優先交渉権者の採用にあたっては、株式会社教育システムから、国際教育、ICT教育などの先進的な教育を、市教育委員会とも連携して行うという提案に加えて、災害時における避難所としての体育館等の開放や、地域へのスポーツ開放、放課後教室など、地域への社会貢献が提案として示され、市の政策全般とも整合する事業内容であったことが評価されました。

Q③ 本山中学校は現在でも通う生徒の少ない学校です。このような場所に国際学校を作って、児童は来るのでしょうか。

A③ 優先交渉権者である株式会社教育システムが計画している国際学校は、学校教育法に基づく学校として、正式な卒業資格を得られる学校(一条学校)となります。正式な卒業資格を得られない、一般的なインターナショナルスクールを考えていた方々からのニーズは高く、概ね東海3県が通学圏となるものと考えられます。

名鉄瀬戸線や愛知環状鉄道、東海環状自動車道など、交通の利便性が高い瀬戸市へ通学を希望する児童は、一定程度、見込むことができるものと考えています。

6 地域への影響について

Q① 市外からの送迎などがあった場合、地域の生活道路が渋滞するなどの影響があるのではないのでしょうか。

A① 優先交渉権者である株式会社教育システムからは、送迎車両の発着場所・方法などを工夫することにより、周辺道路の渋滞などが生じないように努めていくことが示されており、具体的には、パーティセと1階に待合場所を設け、保護者送迎の起点とし、学校周辺生活道路への流入車両を制限する計画が、現在、検討されています。

Q② 尾張瀬戸駅から本山中学校へスクールバスを走らせるという噂を聞きました。道泉地区の子ども達が、にじの丘学園まで歩くなどしているというのに、不公平ではないですか。

A② 私立学校が提供する交通手段については、それぞれの学校の教育方針や経営環境などによるものであって、公立学校が提供する交通手段と同一のものであることを求めていくことはできません。

なお、にじの丘学園への通学方法としては、パーティセとを発着点として、基幹バスの利用が決まっています。